

第73回道州制特別区域提案検討委員会 次第

日時 平成31年3月27日（水）14:00～15:00
場所 北海道庁本庁舎7階 共用会議室A

1 開 会

2 議 事

道民アイデアの第1次整理について

- ・ 保育士資格を有しない者の保育従事
- ・ 都市計画税の用途拡充
- ・ 林業用機械の公道走行のための規制緩和
- ・ 狩猟税の設定権限の移譲について

3 閉 会

【配付資料】

- 資料1 第72回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要
資料2 道民アイデア整理表「保育士資格を有しない者の保育従事」
資料3 道民アイデア整理表「都市計画税の用途拡充」
資料4 道民アイデア整理表「林業用機械の公道走行のための規制緩和」
資料5 道民アイデア整理表「狩猟税の設定権限の移譲について」

- 参考資料1 林業機械について
参考資料2 自動車の構造に関する保安基準の項目（種別ごとの大きさ基準）
参考資料3 道路運送車両に関する関係法令
参考資料4 狩猟者登録数と狩猟税収の推移（北海道）
参考資料5 狩猟税に関する関係法令等

第72回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要

■開催日時：平成29年12月19日（火）14：00～15：40

■開催場所：道庁本庁舎7階 共用会議室B

■審議結果概要

議事 道民アイデアの第1次整理について

- 「保育士資格を有しない者の保育従事」について第1次整理を実施。
一旦検討終了とするが、第1次整理の理由については修正を行う。
- 「都市計画税の用途拡充」について第1次整理を実施。
一旦検討終了とするが、第1次整理の理由については修正を行う。

道民アイデア整理表

アイデア名	保育士資格を有しない者の保育従事
<p>【アイデアの概要】</p> <p>○ 保育士不足によって、現役の保育士は長時間労働を強いられている。例えば子育ての経験のある女性については、保育士の資格がなくても保育の仕事に従事できるようにしてはどうか。</p>	
<p>【事実関係の整理】</p> <p>○ 保育所には次の基準に従って保育士を配置しなければならないこととされている（北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例47条2項）。</p> <p style="padding-left: 40px;">0歳児 おおむね乳児3人につき1人以上 1、2歳児 おおむね児童6人につき1人以上 3歳児 おおむね児童20人につき1人以上 4、5歳児 おおむね児童30人につき1人以上 ただし、一つの保育所につき2人を下ることはできない。</p> <p>○ 待機児童の解消等を図るための方策の一つとして、従来の保育所による保育に加え、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、地域型保育事業が児童福祉法に位置づけられた。地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模保育事業などがあり、それぞれ、乳幼児の数に応じて配置すべき保育従事者の数が決められている（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）。</p> <p>○ 家庭的保育事業においては、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とされているが、家庭的保育者が家庭的保育補助者（子育て支援員）と共に保育する場合には、5人以下とされる。小規模保育事業はその事業形態等によってA型（保育所分園に近い類型）、C型（家庭的保育に近い類型）及びB型（それらの中間型）に分類されるが、例えばB型においては、保育従事者の半数を限度として、保育士に代えて子育て支援員を充てることが認められる。子育て支援員として従事するには、国が定める内容の研修を修了することが必要である。</p> <p>○ また、待機児童が発生している自治体に限った措置ではあるが、例えば1日につき8時間を超えて開所している保育所において、保育士配置基準により必要となる保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合にあっては、当分の間、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、子育て支援員を保育士とみなすことができる（北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則13条3項）などの特例措置が設けられている。</p> <p>○ そのほか、保育士不足に対する取組として、保育士の賃金等の処遇改善が進められるとともに、保育士を目指す学生を支援する修学資金の貸付や、未就学児を持つ保育士を支援する保育料の貸付などの返還免除型貸付事業が実施されている。さらに、今年度には、道内5地域において、潜在保育士の復職に向けた研修が開催されている。</p>	

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

<理由>

- 保育は、本来、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則とされているが、待機児童を解消できていない現状に鑑みた特例措置として、所要の研修を修了した子育て支援員が保育の仕事に従事することが認められている。
- ~~保育士不足の解消は喫緊の課題ではあるが、更なる規制緩和を行うことは、保育士の処遇改善を妨げ、その結果として、保育に従事する人材の確保がむしろ困難となることも懸念される。~~
- したがって、本アイデアについては現行制度で一定程度実現していることから一旦検討終了とするが、子育て支援に向けた国の施策の展開等を継続して注視し、必要に応じて本委員会で再度審議することとする。なお、その際は、保育の質の確保や保育士の処遇改善といった面にも配慮する必要があることに留意する。

道民アイデア整理表

アイデア名	都市計画税の用途拡充		
<p>【アイデアの概要】</p> <p>○ 現行法は、都市計画税の用途を、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づき行う土地区画整理事業に要する費用に限っているが、これを改め、例えば、都市計画事業として認可された都市施設の維持管理費に充当することを可能とする。</p>			
<p>【事実関係の整理】</p> <p>○ 都市計画税は、都市計画法に基づく都市計画事業又は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の費用に充てるため、市町村が、原則として市街化区域内にある土地及び家屋に対して、その価格（固定資産税の課税標準となるべき価格）を課税標準とし、当該土地又は家屋の所有者に課する目的税（地方税法702 I）である。</p> <p>○ 「都市計画法に基づく都市計画事業」とは、都市計画法第59条の規定による認可又は承認を受けて行う都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう（都市計画法4⑮）。なお、都市計画施設とは、具体的には、次に掲げる施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設 ・公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地 ・水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設 ・学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設 など <p>○ 都市計画税を課税するか否か、課税する場合にその税率水準をどの程度にするかについては、制限税率（0.3%）の範囲内で市町村が自主的に決定することができる。</p> <p>○ 都市計画税収を充てることのできる都市計画事業は、都市計画事業として認可された都市施設の新設、改修又は更新に限定され、同施設の保守、点検、清掃等の維持管理費はその範囲に含まれない。</p> <p>○ 平成27年現在、道内では57市町が都市計画税を課税している〔平成27年都市計画現況調査（国土交通省）〕。</p>			
<p>【一次整理の対応方向（案）】</p>			
	分野別審議	○	一旦検討終了
<p><理由></p> <p>○ 第2回提案「企業立地促進法に基づく権限の移譲」において、「本法の設備投資事業者への課税特例は化学、鉄鋼、電機・電子機器など66種に限定されており、北海道が強みを持つ「観光」「食品産業」などが特例対象業種となっていないこと」を理由として、「課税特例の適用対象業種を、条例により、地域が独自に決定する」ことを求めたが、国における検討の結果、「企業立地促進税制等については、<u>将来の道州制の税財政等のあり方に関する議論を踏まえて継続検討</u>」することとされた。</p> <p>○ <u>また、都市計画事業の財源に関しては、公共施設の維持管理費については、一般的に地方交付税措置がなされているなど、様々な法制度が絡み合っており、本アイデアは、道州における税財政制度のあり方という総論を踏まえた上での検討が必要であると考えられる。</u></p> <p>○ <u>以上に踏まえると鑑み、本件アイデアは、「道州における税財政制度」のあり方についての検討の中で扱われるべき問題であると考えられることから一つの提言として承ることとし、一旦検討終了とし、必要に応じて本委員会で再度審議することとする。</u></p>			

道民アイデア整理表

アイデア名	林業用機械の公道走行のための規制緩和
<p>【アイデアの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内の林業用機械は、多くが建設機械を活用しているためクローラ（カタピラ）式が多数を占めているが、カタピラ式は原則公道の走行が禁止されている。このため現状では、林業施業箇所への移動やその次の施業箇所へ移動する際に、林業用機械をトレーラに積載し移動しており、その分の車両や人員が必要で非効率となっている。 ○ 欧州での林業用機械は、ホイール（タイヤ）式が多く活用されているが、国内において公道を走らせる場合は、道路運送車両法の保安基準に定められた長さ、幅、高さの範囲でなければならないが、当該基準を超える林業用機械がある。 ○ カタピラ式の公道走行の規制及び高さ制限などの基準緩和により、林業の効率化が図られ、木材搬出等のコスト削減が期待できる。 	
<p>【事実関係の整理】</p> <p>[道路運送車両の保安基準]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車は構造（長さ、幅、高さなど）、装置、最大積載量などについて、国土交通省令で定める<u>保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「保安基準」という。）に適合するものでなければ運行させることができず、安全かつ通行人に危害を与えないことを確保するものでなければならない。</u>（道路運送車両法第40条～42条、46条関係） <p>[保安基準の緩和]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車の構造やその使用の態様が特殊なため、保安基準の緩和の認定を受けようとする者が、必要事項を記載した申請書に保安上及び公害防止上支障がないことを証する書面（走行ルート、走行計画を添付）を提出し、地方運輸局長が認定した自動車については、制限を設けて「道路運送車両の保安基準」を緩和できる。 (道路運送車両の保安基準第55条関係) <p style="padding-left: 40px;">(※) 特殊自動車、クレーン車又はクレーン用台車で、使用目的に応じた作業を行うための特殊な構造を有する自動車（国交省基準緩和自動車の認定要領より）</p> <p style="padding-left: 40px;">なお、実際に走行させるためには、道路管理者の許可（特殊車両通行許可）が必要。 (道路法第47条の2、車両制限令第3条関係)</p> <p>[車両の基準緩和認定制度について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従来、地方運輸局毎に認定要領を定め、特殊な構造・装置を有する自動車は、特例として、保安上の制限を付したうえで、基準の適用を除外（基準緩和）する認定を行っていたが、平成8年～9年にかけて、死亡事故が相次いで起きたことを受け、道路運送車両法の保安基準が改正されるとともに、<u>基準緩和認定要領についても国土交通省通達に基づき全国統一した内容として各運輸局で定められ</u>、その後20回以上の改正を加えながら現在に至る。（国土交通省自動車局資料より） 	

〔カタピラを有する自動車の走行〕

○ 舗装道を通行する自動車は、カタピラを有しないものでなければならない。

＜例外＞・カタピラの構造が路面を損傷するおそれのない場合

・除雪のために使用する場合

・路面を損傷しないような措置がとられている場合は通行できる。

(車両制限令第8条)

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

＜理由＞

○ 本アイデアは、「道路運送車両の保安基準（国土交通省令）」の更なる緩和を求めるものについてであるが、保安基準に適合していない自動車においても、地方運輸局長への個別の申請に基づき、安全上および公害防止上支障がないと認定された自動車については、公道の走行が可能となっている。

また、カタピラを有する車両については、路面を損傷させない措置がとられている場合は通行できるとされている。

以上のことから、いずれも現行法で対応が可能であるため一旦検討終了とする。

なお、自動車の公道の走行は、安全の確保と環境の保全を第一に考えなければならず、過去の交通事故の状況や自動車技術の動向を勘案し、規制の効果と負担のバランスや国際調和に配慮しながら、全国統一の保安基準として規定されているところ。

道民アイデア整理表

アイデア名	狩猟税の設定権限の移譲について
<p>【アイデアの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税法で定めのある「狩猟税」の税率を、道民向け「居住する市町村」と「居住する振興局」、「全道一円」、道外者向け「全道一円」の4種に区分。 ○ 更に、鳥獣保護管理法に基づく保護管理計画を策定している種については、種毎に総捕獲数を設けたうえで、1頭当たりの追加税率を設定。 ○ 税率の設定は、地元で捕獲する人をより安くして経費負担軽減を図り、地元外から狩猟を楽しむに来る人を高くして、それに見合うサービスを提供する。 ○ 狩猟による地方目的税の収入が増加。これを地域に還元することで、狩猟鳥獣を「単に被害を与える迷惑な存在」から「地域の価値」に転換するとともに、狩猟者サービスの向上を図ることができる。 	
<p>【事実関係の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 狩猟をしようとする者は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要がある。（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第55条第1項） ○ 道府県は鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるため、当該道府県知事の狩猟者の登録を受ける者に対し狩猟税を課す。（地方税法700条の51,52） （税率） 銃猟16,500円、わな猟・網猟8,200円、銃猟（空気銃）5,500円/年 ○ 狩猟税の特例措置（平成27年度地方税制改正）（平成27年度～31年度） <p>〔背景〕 シカやイノシシ等の急速な生息数の増加及び分布の拡大がおり、自然生態系、農林水産業、生活環境への被害が深刻になった状況を踏まえ、政府として「シカ・イノシシの生息頭数を10年後までに半減」させることが必要となった。</p> <p>〔目的〕 鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者が負担している狩猟税に所要の措置を講じて経費負担を軽減し、捕獲の担い手の確保及び登録狩猟を促進し、被害を及ぼす鳥獣の捕獲を一層推進することを目的</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣捕獲員がうける狩猟者の登録に係る狩猟税は非課税 ・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税を非課税 ・有害鳥獣捕獲許可を有している者（鳥獣法に基づき被害防止目的等の許可を受け過去1年以内に捕獲に従事した者）を1/2に減免 <ul style="list-style-type: none"> ○ なお、上記特例措置については、平成31年度税制改正の大綱において、適用期間が5年間（平成36年3月31日まで）延長されたところ。 ○ 狩猟税は条例で定めること（地方税法第3条）とされているが、<u>狩猟税は一定税率であり、課税する場合において地方税法に定められている税率以外の税率によることができないものと定められている。</u> 	

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

<理由>

- 第2回提案「企業立地促進法に基づく権限の移譲」において、「本法の設備投資事業者への課税特例は化学、鉄鋼、電機・電子機器など66種に限定されており、北海道が強みを持つ「観光」「食品産業」などが特例対象業種となっていないこと」を理由として、「課税特例の適用対象業種を、条例により、地域が独自に決定する」ことを求めたが、国における検討の結果、「企業立地促進税制等については、将来の道州制の税財政等のあり方に関する議論を踏まえて継続検討」することとされた。
- 狩猟税は、地方税法において目的税であり、その税率は一定税率として、法に規定されている税率以外を課すことは制度上認められていない。本提案の実現に当たっては、狩猟税の税率を標準税率や任意税率にするなど、地方に裁量が認められる税目に改める法改正をしなければならない。
しかしながら、狩猟税を取り巻く環境は、税そのものの廃止を求める業界団体があることや課税免除などの特例措置の延長を求めている地方公共団体（道も含む）があることを鑑みると、提案するためには課題が大きい状況である。
こうしたことから、一旦検討終了とするが、将来の道州制においては、国と地方の役割分担や税制のあり方などを総体的に議論するなかで明確化されるべき課題であるとも考えられるので、必要に応じて本委員会でも再度審議することとする。

高性能林業機械とは

高性能林業機械とは、従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械です。主な高性能林業機械として、フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッド、フォワーダ、タワーヤード、スイングヤードなどがあります。

○フェラーバンチャ（伐倒・集積）

立木を伐採（フェリング）し、切った木をそのまま掴んで集材に便利な場所へ集積（バンチング）する自走式機械。チェーンソーに代わり、最も危険な伐倒作業を担う。



○プロセッサ（枝払い・玉切り）

林道や土場などで、全木集材されてきた材の枝払い、測尺、玉切りを連続して行う自走式機械。



○ハーベスタ（伐倒・枝払い・玉切り・集積）

従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。



○スキッド（集材）

丸太の一端を吊り上げて土場まで地引集材する集材専用の自走式機械。主として伐開された林地内で使用される。



○フォワーダ（集材）

玉切りした短幹材をグラップルクレーンで荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。



○タワーヤーダ（タワー付き集材）

簡便に架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機で、急傾斜地での作業に向いている。



○スウィングヤーダ（旋回ブーム式タワー付き集材機）

主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ、作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、アームをタワーとして使用する。



（林野庁ホームページ引用）

自動車の構造に関する保安基準の項目(種別ごとの大きさの基準)

自動車の種別		長さ	幅	高さ
普通自動車		12m	2.5m	3.8m
小型自動車		4.7m	1.7m	2.0m
軽自動車	二輪以外	3.4m	1.48m	2.0m
	二輪	2.5m	1.3m	2.0m
大型特殊自動車	農耕トラクタ（最高時速35km/h以上）	12m	2.5m	3.8m
	ショベルローダ等（最高時速15km/h以上）			
小型特殊自動車	農耕トラクタ（最高時速35km/h未満）	12m	2.5m	3.8m
	ショベルローダ等（最高時速15km/h未満）	4.7m	1.7m	2.8m

<提案の関係法令>

○道路運送車両法（平成二九年 五月二六日号外法律第四〇号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

2～5 [略]

6 この法律で「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。

7～9 [略]

（自動車の種別）

第三条 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

第三章 道路運送車両の保安基準

（自動車の構造）

第四十条 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 1 長さ、幅及び高さ
- 2 最低地上高
- 3 車両総重量（車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）
- 4 車輪にかかる荷重
- 5 車輪にかかる荷重の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）に対する割合
- 6 車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
- 7 最大安定傾斜角度
- 8 最小回転半径
- 9 接地部及び接地圧

（自動車の装置）

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 1 原動機及び動力伝達装置

- 2 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- 3 操縦装置
- 4 制動装置
- 5 ばねその他の緩衝装置
- 6 燃料装置及び電気装置
- 7 車枠及び車体
- 8 連結装置
- 9 乗車装置及び物品積載装置
- 10 前面ガラスその他の窓ガラス
- 11 消音器その他の騒音防止装置
- 12 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- 13 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器
- 14 警音器その他の警報装置
- 15 方向指示器その他の指示装置
- 16 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置
- 17 速度計、走行距離計その他の計器じょう
- 18 消火器その他の防火装置
- 19 内圧容器及びその附属装置
- 20 その他政令で定める特に必要な自動車の装置

(乗車定員又は最大積載量)

第四十二条 自動車は、乗車定員又は最大積載量について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

(原動機付自転車の構造及び装置)

第四十四条 [略]

(保安基準の原則)

第四十六条 第四十条から第四十二条まで、第四十四条及び前条の規定による保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「保安基準」という。）は、道路運送車両の構造及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならず、かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであつてはならない。

(自動車の検査及び自動車検査証)

第五十八条 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

(自動車検査証の備付け等)

第六十六条 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

○道路運送車両の保安基準（昭和二十六年七月二十八日運輸省令第六十七号）

（基準の緩和）

第五十五条 地方運輸局長が、その構造により若しくはその使用の態様が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、本章の規定及びこれに基づく告示であつて当該自動車について適用しなくても保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣が告示で定めるもののうち、地方運輸局長が当該自動車ごとに指定したものは、適用しない。

2 前項の認定は、条件若しくは期限又は認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限を付して行うことができる。

3 第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所
- ② 車名及び型式
- ③ 種別及び用途
- ④ 車体の形状
- ⑤ 車台番号
- ⑥ 使用の本拠の位置
- ⑦ 構造又は使用の態様の特殊性
- ⑧ 認定により適用を除外する規定
- ⑨ 認定を必要とする理由

4 前項の申請書には、同項第八号に掲げる規定を適用しない場合においても保安上及び公害防止上支障がないことを証する書面を添付しなければならない。

5～7 〔略〕

○道路法（昭和二十七年六月十日号外法律第一百八十号）

（限度超過車両の通行の許可等）

第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度を超える車両（次条第一項及び第七十二条の二第二項において「限度超過車両」という。）の通行を許可することができる。

2 前項の申請が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項の許可に関する権限は、政令で定めるところにより、一の道路の道路管理者が行うものとする。この場合において、当該一の道路の道路管理者が同項の許可をしようとするときは、他の道路の道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。

○車両制限令（昭和三十六年七月十七日政令第二百六十五号）

（車両の幅等の最高限度）

第三条 法第四十七条第一項の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、次のとおりとする。

一 幅 二・五メートル

二 重量 次に掲げる値

イ 総重量 高速自動車国道又は道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値、その他の道路を通行する車両にあつては二十トン

ロ [略]

ハ [略]

三 高さ 道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては四・一メートル、その他の道路を通行する車両にあつては三・八メートル

四 長さ 十二メートル

五 [略]

2 [略]

3 [略]

○車両制限令（昭和三十六年七月十七日政令第二百六十五号）

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（趣旨）

第一条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限は、道路法（以下「法」という。）に定めるもののほか、この政令の定めるところによる。

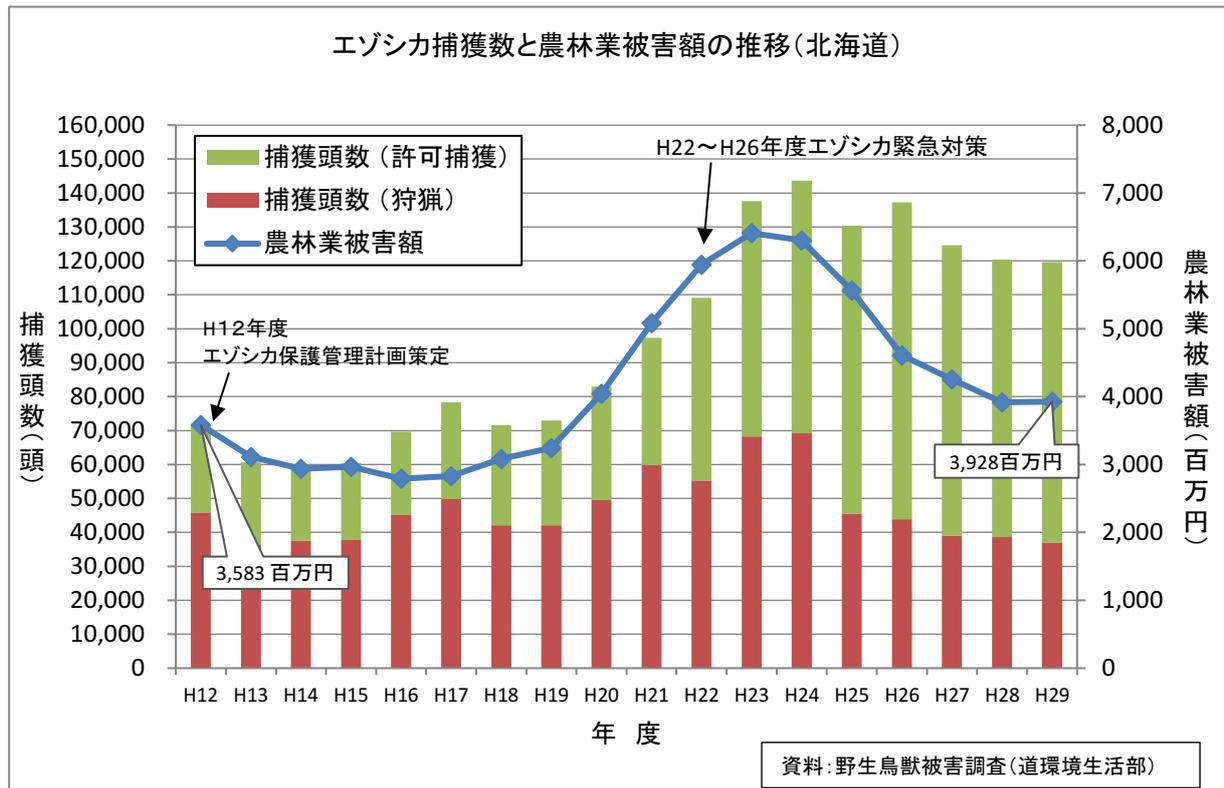
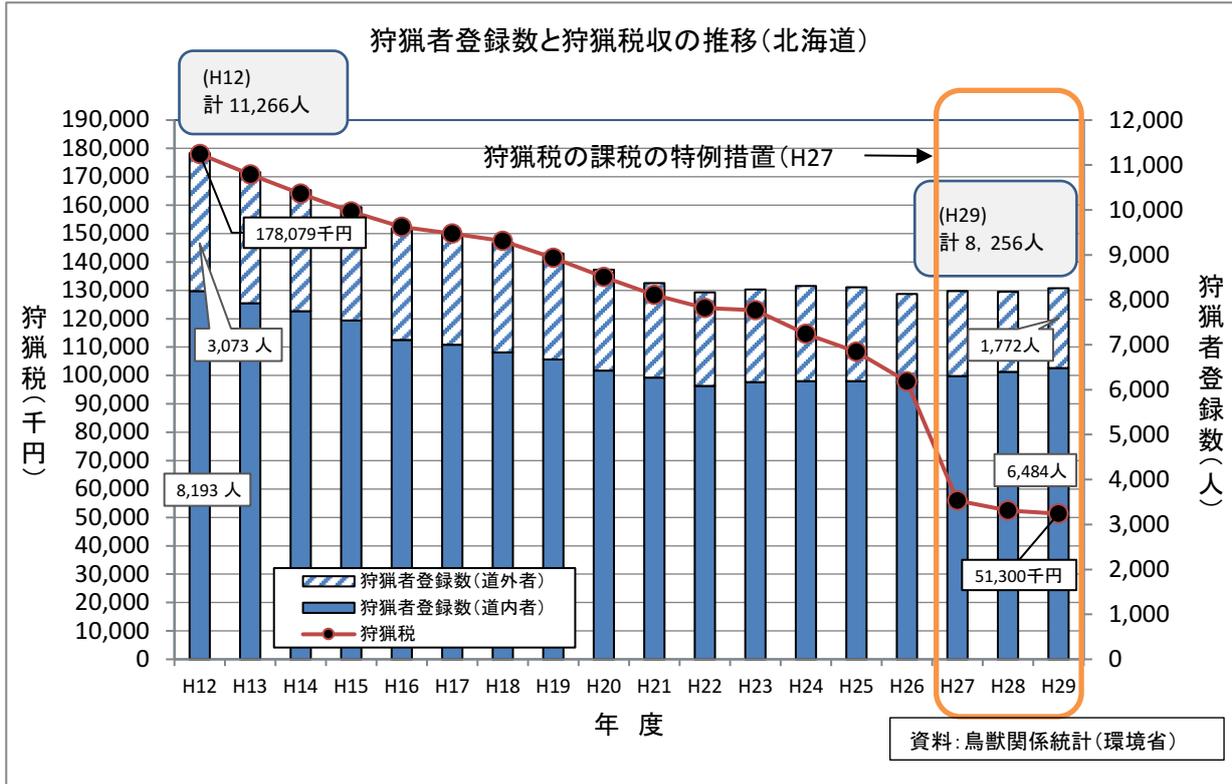
（カタピラを有する自動車の制限）

第八条 舗装道を通行する自動車は、次の各号の一に該当する場合を除き、カタピラを有しないものでなければならない。

1 その自動車のカタピラの構造が路面を損傷するおそれのないものである場合

2 その自動車が当該道路の除雪のために使用される場合

3 その自動車のカタピラが路面を損傷しないように当該道路について必要な措置がとられている場合



地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 〔略〕

（道府県が課することができる税目）

第四条 道府県税は、普通税及び目的税とする。

2 〔略〕

3 〔略〕

4 道府県は、目的税として、狩猟税を課するものとする。

（狩猟税）

第七百条の五十一 道府県は、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるため、当該道府県知事の狩猟者の登録を受ける者に対し、狩猟税を課するものとする。

（狩猟税の税率）

第七百条の五十二 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 第一種銃猟免許（※1）に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 一万六千五百円

二 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、第二十三条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 一万千円

三 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 八千二百円

四 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、第二十三条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 五千五百円

五 第二種銃猟免許（※2）に係る狩猟者の登録を受ける者 五千五百円

2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。

一 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第六十八条第二項第四号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録 四分の一

二 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 四分の三

（※1）第一種銃猟免許

- 装薬銃を使用する猟法
- (※2) 第二種銃猟免許
- 空気銃を使用する猟法

地方税法附則第三十二条

(狩猟税の課税免除)

第三十二条 道府県は、当該道府県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

- 2 道府県は、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、当該道府県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときは、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(平成十四年七月十二日号外法律第八十八号)

(最終改正：平成二十六年五月三十日法律第四十六号)

(定義等)

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳（ほ）乳類に属する野生動物をいう。

- 2 この法律において鳥獣について「保護」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいう。
- 3 この法律において鳥獣について「管理」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、

又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。

- 4 この法律において「希少鳥獣」とは、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣をいう。
- 5 この法律において「指定管理鳥獣」(※)とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、集積的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令で定めるものをいう。
- 6 この法律において「法定猟法」とは、銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。以下同じ。))をいう。以下同じ。)、網又はわなであって環境省令で定めるものを使用する猟法その他環境省令で定める猟法をいう。
- 7 この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)の対象となる鳥獣(鳥類のひなを除く。)であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。
- 8 この法律において「狩猟」とは、法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等を行うことをいう。
- 9 この法律において「狩猟期間」とは、毎年十月十五日(北海道にあっては、毎年九月十五日)から翌年四月十五日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間をいう。
- 10 環境大臣は、第七項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

※環境省が定める指定管理鳥獣

ニホンジカ、イノシシ

(狩猟者登録)

第五十五条 狩猟をしようとする者は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事(以下この節において「登録都道府県知事」という。)の登録を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第二号(同号イに係る部分を除く。)に掲げる場合は、この限りでない。

- 2 前項の登録(以下「狩猟者登録」という。)の有効期間は、当該狩猟者登録を受けた年の十月十五日(狩猟者登録を受けた日が同月十六日以後であるときは、その狩猟者登録を受けた日)からその日の属する年の翌年の四月十五日までとする。ただし、北海道においては、当該狩猟者登録を受けた年の九月十五日(狩猟者登録を受けた日が同月十六日以後であるときは、その狩猟者登録を受けた日)からその日の属する年の翌年の四月十五日までとする。

平成31年度税制改正の大綱（平成30年12月21日閣議決定）

〈狩猟税〉

- (1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員（※1）が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置の適用期限を5年延長する。
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者（※2）の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置の適用期限を5年延長する。
- (3) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の管理の目的で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等（※3）が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置の適用期限を5年延長する。

※1 「対象鳥獣捕獲員」～狩猟税は全額免除

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条の規定により市町村が定める被害防止計画で定める対象鳥獣（当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣）を捕獲するために設置される鳥獣被害対策実施隊の隊員のうち、主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長より指名、又は任命される者。

（参考）鳥獣被害防止特措法で市町村から任命された者

道内で鳥獣被害対策実施隊の設置する市町村は165（H30.4月末時点）

※2 「認定鳥獣捕獲等事業者」～狩猟税は全額免除

鳥獣保護管理法第18条の2に基づき認定を受けた鳥獣捕獲等事業者で、鳥獣の捕獲等を適正かつ効率的に遂行することができるものとして都道府県知事の認定をうけた者（法人）で、都道府県がシカやイノシシを捕獲するために定める指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先として、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（環境省・農林水産省）を推進することが期待できる者。

（参考）シカやイノシシなどの駆除を専門に行う認定捕獲事業者

道内で23事業者

※3 「鳥獣保護管理法第9条1項に基づく捕獲許可（管理の目的）の従事者」～狩猟税は半額

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、同法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的等により、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。「鳥獣保護管理法」という。）第9条の規定に基づき、環境大臣又は都道府県知事（対象鳥獣にあつては市町村長）の許可を受けて鳥獣の捕獲等に従事する者。

（参考）一般のハンターのうち有害鳥獣駆除に協力する人